佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例施行規則(案)の 概要

1 背景

平成28年8月議会に上程する予定である「佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例(案)」において、道路や公園以外の「公共の場所」や「設置運用基準」に定めるべき事項等が、規則で定める形となっているので、これを規則に規定する必要があります。

2 対応方針

(1) 公共の場所

市の庁舎、公の施設、広場等市が管理する不動産(賃借権等の権原に基づき管理するものも含みます。)であって、不特定多数の市民等の利用に供されるものとします。

(2) 設置運用基準に定める事項

次に掲げる事項とします。

- ア 防犯カメラの設置の目的
- イ 防犯カメラの設置の年月日
- ウ 防犯カメラの設置の場所及び撮影の範囲
- エ 防犯カメラの設置の表示に関する事項
- オ 管理責任者の設置及び取扱担当者の指定に関する事項
- カ 映像データの利用及び提供の制限に関する事項
- キ 苦情の対応に関する事項
- ク ア〜キに掲げるもののほか、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する事項

(3) 防犯カメラの取り扱える者の例外

防犯カメラの取扱いを委託した場合や、指定管理者が防犯カメラを取り扱う場合は、当該委託を受けたものや指定管理者も、防犯カメラや映像データを取り扱えることとします。

(4) 公表の方法

公表の原因となる事実を、市の広報紙への掲載その他の適当と認められる 方法により行います。

(5) その他

防犯カメラの取扱いに関し、必要な様式を定めます。